

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要 請	提案主体からの意見	「措置 の分 類」の 変更し	「措置 の 内 容」の 変更し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要 請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案 事項 管理 番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
200010	保育所型認定こども園の有効期 認定の廃止	就学前の子どもに関する 教育、保育等の総合的な 提供の推進に関する法 律第5条	保育所型の認定こども園の認定に ついては、5年を超えない範囲内 においてその有効期間を定める。	保育所型認定こども園のみ期間(5年)を超えな い範囲内で認定することとしている規定 を廃止し、当該保育所の更新手続き等の事務負 担及び都道府県における更新管理業務の軽減 を図ること。	・ H25.4(1)現在兵庫県下41市町のうち待機児童がある市町は11市町で、約3/4の市町 には待機児童がないことから、いづれから現在の待機児童があることを考慮しても、一 律に保育需要の増加を見据えて有効認定とする必要はない。 ・ 加えて、今後ますます少子化が進行すれば、保育需要の減少が見込まれており、当 該規定は必要が乏しい。 ・ 認定ことも懸念して進められないほど保育需要が増加するのであれば、その時点で 認定者が認定こども園を廃止し、保育所に異なすことでの対応が可能。 ・ 平成27年度からの実施が基となる子ども・子育て支援新制度では、保育所単体と して保育所型認定こども園だけでなく給保連携型認定こども園に移行することも可能で あるが、給保連携型認定こども園は有効認定の対象とならないこととされており、 保育所型認定こども園だけが有効認定の対象となることは整合性に欠ける。	C	I	保育所型認定こども園については、地域における保育需要が将来的に増加した場合、 「保育に欠けない子どもを受け入れることにより保育に欠ける子ども」の割合が 限られ、市町村による保育の実施義務の履行が妨げられるおそれもあることから、その 認定については、地域における将来的な保育需要の予測に基づき行う必要があり、5年 を超えない範囲内の有効期間が定められている。	将来的な保育 需要に備え るために有期 認定が必要と する。また、 認定の有効期 間については、 一定期間の特 定認定数を 確保し、次期 認定者の 増加に備え る必要がある ことである。 認定の有効期 間については、 一定期間の特 定認定数を 確保し、次期 認定者の 増加に備え る必要がある ことである。	H25.4(現在、兵庫県下41市町のうち待機児童がある市町は11市町で、約3/4の市 町には待機児童がない。また、今後ますますの少子化により保育需要の減少が見込 まれていることから、当該認定を兵庫県下一律に認定する必要性は乏しい。 以上のようなことから、兵庫県下一律ではなく、その地域の状況に応じて有効期間を 設定できるよう求めるものである。	保育所型認定こども園については、保育所を母体として保育に欠けない子どもを受け入 れることができるという事業の性質上、地域における保育需要が将来的に増加した場合 に、保育を必要とする子どもが保育を受けられなくなることを防止するため、地域にお ける将来的な保育需要の予測に基づき、5年を超えない範囲内において有効期間を定め ることとされており、この有効期間を廃止することは適当ではない。 なお、認定の有効期間の更新については、国の同意等は特段求められていない。	右の提案主 体からの意 見を踏まえ、 再度検討を 行なうこと とする。	・保育所を保育所型認定こども園として認定するに当たり有効認定とする理由は、地域 における保育需要が将来的に増加した場合に、保育を必要とする子どもが保育を受け られなくなることを防止するためのことであるが、新たな給保連携型認定こども園につ いても、保育所と同様の役割を担っているが、有効認定ではない。 ・令和年度から実施予定の子ども・子育て支援新制度では、おむつ村では保育等の一 次調査を行い、5年間の有効計画を策定することとされている。 以上のことから、保育所型の有効認定は廃止すべきである。	1 0 1 8 0 5 0	兵庫県	兵庫県	内閣府 厚生労働省 文部科学省			